

ご契約に関する重要事項について

1. お申込み方法

- お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、当社が定める電気供給条件(特別高圧・高圧)(以下、「供給条件」といいます。)および料金表(以下、供給条件および料金表を合わせて「供給条件等」といいます。)を承認のうえ、次の事項を明らかにして、申込みをしていただきます。
なお、この場合には、所定の申込書を使用いただくことがあります。
契約種別、特約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所、供給電圧、契約負荷設備、契約受電設備、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間、料金の支払方法およびその他料金表に定める事項
また、契約負荷設備、契約受電設備および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。
- 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ関西電力の供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。
- 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、予備契約料金表の予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
- お客さまが発電設備を設置される場合には、予備発電設備が設置されている場合等お客さまの発電設備の検査、補修または事故による不足電力が生じないことが明らかな場合を除き、主契約料金表の自家発補給電力の申込みをしていただきます。
- 当社および関西電力が必要とする場合は、お客さまが需要場所において電気を使用されることを証明する書類(登記簿謄本等)を提出していただくことがあります。

2. ご契約の成立および契約期間

- 需給契約は、申込みを当社および関西電力が承諾したときに成立いたします。
- 契約期間は、需給契約が成立した日から、契約使用期間満了の日までといたします。

3. 契約使用期間

- 契約使用期間は、次によります。
- 契約使用期間は、4月1日から翌年の3月31日までといたします。
 - 契約使用期間満了に先立って、お客さままたは当社のいずれからも契約更改等の申し出がない場合は、契約使用期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

4. 工事費の負担

供給条件等に基づき、契約の開始、変更、設備変更により工事費が発生する場合は、お客さまにその工事費を負担していただくことがあります。
なお、工事費の負担が必要な場合は別途お知らせいたします。(詳しくは供給条件をご確認ください。)

5. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000 ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

6. 契約受電設備

契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

7. 契約種別

原則として、お申込みいただいた契約種別を適用いたします。
なお、お申込みいただいた契約種別が適用できない場合は別途お知らせいたします。

8. 契約電力

- 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。
イ 新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この料金表により新たに電気の供給を受ける前から引き続き関西電力の供給設備を利用される場合には、この料金表による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、この料金表によって受けた電気の供給とみなします。
ロ 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間は、その期間の最大需要電力の値といたします。
ハ 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかとなるときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力(減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。)は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社および関西電力との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社および関西電力との協議によって定めた値を上回る場合(減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社および関西電力との協議によって定めた値を上回る場合)といたします。イは、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。
- 自家発補給電力と同一計量される場合で、自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力の供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力のその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力の供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。
- (1)で算定された値が零となる場合の契約電力は1キロワットといたします。
- 関西電力は、30分最大需要電力計を取り付けます。

9. 使用電力量等の計量

- 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、(6)および(7)の場合を除き、検針日における電力量計の読み(需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。)と前回の検針日における電力量計の読み(電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。)の差引きにより算定(乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。)いたします。ただし、当社および関西電力があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型等計量器により計量する場合には、検針日における電力量計の読みに記録された値の読みといたします。
- 料金の算定期間における最大需要電力の計量は、(6)および(7)の場合を除き、検針日における30分最大需要電力計の読み(需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における30分最大需要電力計の読みといたします。)によります。ただし、当社および関西電力があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型より計量する場合には、検針日における30分最大需要電力計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。
なお、乗率を有する30分最大需要電力計の場合は、乗率倍するものといたします。
- 計量器の読みは、次によります。
イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。
ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。
ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。ただし、30分最大需要電力計により計量を行う場合で、指針が目盛りの中間を示すときは、目盛りの間隔の2分の1の値を単位といたします。
- 使用電力量および最大需要電力は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。
- 当社は、検針の結果を関西電力が提供する「電気ご使用量お知らせサービス」により、すみやかにお客さまにお知らせいたします。ただし、お客さまは「電気ご使用量」でお知らせする電気料金の「支払期日」の表示等は正確な支払期日ではないことを予め承諾するものとし、お客さまは当社が別に説明する内容により、「電気お知らせサービス」を利用することに承諾するものとする。
- 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量または最大需要電力は、(7)の場合を除き、次によります。
イ 料金の算定期間における使用電力量は、取付けおよび取外した電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。
ロ 料金の算定期間における最大需要電力は、取付けおよび取外した30分最大需要電力計ごとに(2)に準じて計量した最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。
- 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、供給条件別表7(使用電力量等の協定)を基準として、お客さまと当社および関西電力との協議によって定めます。
- 有効電力量および無効電力量の計量は、(1)、(3)、(4)、(6)イおよび(7)に準じて行います。

10. 料金の計算方法

料金は、基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とし、次の算式により計算いたします。

〔基本計算式〕

$$\text{電気料金} = \boxed{\text{基本料金 (力率修正後)}} + \boxed{\text{電力量料金 (燃料費調整額含む)}} + \boxed{\text{再生可能エネルギー 発電促進賦課金}}$$

※計算方法の詳細および各種単価は、料金表をご確認ください。
※再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整額については、関西電力ホームページをご確認ください。
※お客さまのご契約内容により上記基本計算式によらない場合は、別途お知らせいたします

【裏面に続きます】

11. 料金その他の支払方法

料金については毎月、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただき、工事費負担金その他についてはそのつど、関西電力が指定した金融機関等を通じてきます。

12. 検針日

検針日は、実際に検針を行った日または検針を行ったものとされる日といたします。

13. 料金の支払期日

お客様の料金の支払期日は、原則として毎月月末締めめの電気料金を翌月23日にお客様の指定口座から引き落としさせていただきます。ただし、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日(以下「休日」といいます。)に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

14. 延滞利息

お客様が料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。(年利10パーセント)

15. 需給契約の廃止

お客様が電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。ただし、お客様が「3. 契約使用期間」に定める契約使用期間中の廃止または契約使用期間満了に伴う終了(「廃止」と「終了」をあわせて、以下「終了等」といいます。)を希望する理由が、当社以外の小売事業者から電気の供給を受けることを希望するためである場合は、供給条件39(需給契約の消滅)(1)および「3. 契約使用期間」の定めにかかわらず、お客様は、終了等希望日の3月前までに、お客様が希望する料金等の需給条件を当社に提示していただくものとし、当社が、お客様の希望条件提示から20日後までに、お客様の希望する需給条件を提示できない場合には、お客様の終了等希望日に本契約を終了等するものとなります。

16. 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算

(1) 料金の精算

お客様が、契約受電設備を新たに設定し、または契約受電設備の総容量を増加された後1年に満たないで需給契約が消滅する場合もしくはお客様が協議によって契約電力を減少しようとする場合(以下、「臨時的使用」といいます。)には、関西電力は、非常変災等やむをえない理由によるものを除き、その臨時的使用にかかる期間(お客様が現に締結されている契約以前における契約の使用期間を含む臨時的使用の通算期間をいいます。)における基本料金および電力量料金(燃料費調整額を除きます。)の合計を減少契約電力と残余契約電力の比であん分してえた減少契約電力分の該当料金の20%に相当する額を申し受けます。(詳しくは供給条件をご確認ください。)

(2) 工事費の精算

需給契約が消滅する場合で、関西電力が供給設備を新たに施設し、お客様がその供給設備を利用されてから1年に満たないとき、または、お客様が契約受電設備を新たに設定し、または契約受電設備の総容量を増加された後1年に満たないで協議によって契約電力を減少しようとする場合で、関西電力が供給設備を新たに施設し、お客様がその供給設備を利用されてから1年に満たないときには、関西電力は、需給契約の消滅または変更の日に工事費をお客様に精算していただきます。(詳しくは供給条件をご確認ください。)

17. 需給契約の解約

当社は、お客様が次のいずれかに該当する場合には、需給契約を解約することがあります。

- 供給条件の定めにより電気の供給を停止されたお客様が当社または関西電力の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
- 料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
- 他の需給契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
- 供給条件等によって支払いを要することとなった料金以外の債務(延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他供給条件等から生ずる金銭債務をいいます。)を支払われない場合
- 動力(付帯電灯を含みます。)のみを使用する需要で、付帯電灯以外の電灯(小型機器を含みます。)によって電気を使用された場合

18. 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

19. 需要場所への立入りによる業務の実施

当社および関西電力は、次の業務を実施するため、お客様の承諾をえてお客様の土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客様のお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- 関西電力の供給設備または計量器等需要場所内の関西電力の電気工作物の設計、施工(取付けおよび取外しを含みます。)、改修または検査
- 供給条件に基づき必要なお客様の電気工作物の検査等の業務
- 不正な電気の使用の防止等に必要、お客様の電気機器の試験、契約負荷設備、契約受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査またはお客様の電気の使用用途の確認
- 計量器の検針または計量値の確認
- 需給契約の廃止または解約等により必要処置
- その他、供給条件等によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要業務または関西電力の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

20. 電気の使用にもなうお客様の協力

お客様の電気の使用が原因で他のお客様の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または関西電力もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合(この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。)には、お客様の負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客様の負担で、関西電力が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

21. 違約金

関西電力は、お客様が電気工作物の改変等によって不正に電気料金の全部または一部の支払いを免れた場合は、それぞれに定める金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。(詳しくは供給条件をご確認ください。)

22. その他

- お客様が新たに電気の使用を開始した場合には、当社は、契約締結後に、ご契約に関する重要事項、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、お客様にお知らせいたします。
なお、当社は、電気事業法第2条の14に定める書面(以下「契約締結後交付書面」といいます。)の交付に代えて、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客様の閲覧に供する方法等によりお客様にお知らせすることがあります。
- 当社が供給条件等を変更する場合には、当社は、供給条件等の変更前は、供給条件等の変更内容を、変更後は、供給条件等の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、お客様にお知らせいたします。
なお、当社は、電気事業法第2条の13に定める書面(以下「契約締結前交付書面」といいます。)および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客様の閲覧に供する方法等によりお客様にお知らせすることがあります。
- お客様からの申込みにより需給契約の内容を変更する場合には、当社は、需給契約の変更前は、需給契約の変更内容を、変更後は、需給契約の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、お客様にお知らせいたします。
なお、当社は、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客様の閲覧に供する方法等によりお客様にお知らせすることがあります。
- 需給契約が、契約使用期間の満了により同一条件で更新する場合には、更新前は、新たな契約使用期間を、更新後は、新たな契約使用期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、お客様にお知らせいたします。
なお、当社は、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客様の閲覧に供する方法等によりお客様にお知らせすることがあります。
- (2)、(3)および(4)の場合、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。
- 本書に記載の無い事項の取扱いは、当社が定める供給条件等によります。
- 本お申込みに関してのお問合せは次の連絡先へお申し出ください。

<連絡先>

キヤノンマーケティングジャパン株式会社 電話: 03-6719-9890 (平日の9時~17時)